



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 シグマ クシス
代表者名 代表取締役会長兼社長 倉重 英樹
(コード番号：6088 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 田端 信也
(TEL. 03-6430-3400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、下記のとおり定款一部変更について平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 8 期（平成 27 年度）定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業展開を鑑み、事業目的に投資事業を追加するための変更を行うものであります。（変更案第 2 条）
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。コーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条(目的) 当社は、次の業務を営むことをその目的とする。 (1) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援 (2) 前号に付帯関連する一切の業務	第 2 条(目的) 当社は、次の業務を営むことをその目的とする。 (1) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援 (2) <u>有価証券の保有、運用、管理及び売買その他の投資事業</u> (3) <u>前二</u> 号に付帯関連する一切の業務
第 4 条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条(取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、9名以内とする。</p>	<p>第18条(取締役の員数)</p> <p><u>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第19条(取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (省略)</p>	<p>第19条(取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>第20条(取締役の任期)</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2. (新設)</p> <p>3. (新設)</p>	<p>第20条(取締役の任期)</p> <p>1. 取締役の任期(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、取締役の中から2名以内の代表取締役を選定する。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第21条(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から2名以内の代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条(取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 前項に関わらず<u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。</p>	<p>第23条(取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に</u>対し会日の3日前までに発する。但し、<u>緊急</u>の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 前項に関わらず<u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を省略することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</u></p>
<p>第25条(取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条(取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>第26条(省略)</p>	<p>第27条(現行どおり)</p>
<p>第27条(取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条(取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第28条～第29条(省略)	第29条～第30条(現行どおり)
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> 第31条(監査等委員会の招集通知) <u>1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</u></p>
(新設)	<p>第32条 (<u>監査等委員会規則</u>) <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による</u></p>
<p>第30条(監査役の員数) <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p>第31条(監査役の選任) <u>1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>第32条(監査役の任期) <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第33条(常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条(監査役会の招集通知)</u> 1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条(監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条(監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条(監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第38条(監査役との責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第7章 付則</p> <p>第37条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1. 当社は、第8期定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2. 当社は、第8期定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

3. 効力発生日

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 28 日 (予定)